様式第３号（表面）

# 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書

年　　月　　日

盛岡市長　様

所在地
事業者名
代表者職氏名　　印

私は、盛岡市の電力供給の発注により、暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者を排除していることについて、裏面参照の記載事項を了解した上で、次の事項について誓約します。

１　私は、盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第９号）第９条第１項各号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者のいずれにも該当しません。

２　私は、本誓約書１の該当の有無を確認するため、盛岡市から追加資料の提出を求められたときは、別に指定する期日までに提出します。

３　私は、本誓約書１の該当の有無を確認するため、本誓約書、その他の書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を岩手県警察本部に提供することに同意します。

４　私は、岩手県警察本部からの通知又は盛岡市からの照会に対する岩手県警察本部からの回答により、本誓約書１に該当することが確認された場合、プロポーザル参加の失格措置に従います。

様式第３号（裏面）

―　参　照　―

１　暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

２　暴力団員

暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者をいいます。

３　これらの者と密接な関係を有する者

暴力団又は暴力団の構成員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。

(1) 暴力団の構成員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者

(2) 暴力団の構成員を雇用している者

(3) 暴力団又は暴力団の構成員を代理人、受託者等として使用している者

(4) 暴力団又は暴力団の構成員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者

(5) 暴力団又は暴力団の構成員を問題解決等のために利用する者

(6) 暴力団又は暴力団の構成員と密接な交際をする者

(7) 暴力団又は暴力団の構成員であること又は(１)から(６)の行為を行う者であると知りながら、その者と商行為等を行う者

※　盛岡市暴力団排除条例（平成27年３月25日条例第９号）抜粋

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

１　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

２　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員及び暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

３　略　［略］

（利益付与処分に関する措置）

第９条　市長、地方公営企業の管理者、教育委員会（以下「市長等」という。）及び指定管理者は、次に掲げる者（以下「暴力団員等」という。）に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある許可その他の処分（前条及び次条第２項（同条第５項において準用する場合を含む。）に規定する処分並びに法律（これに基づく命令を含む。）、県の条例若しくは規則又は市の他の条例若しくは規則の規定により暴力団排除の措置が講じられている処分を除く。以下「利益付与処分」という。）をしないものとする。

１　暴力団員

２　暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

３　法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

４　暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。